

○熊本県警察の警察本部当番に関する訓令

令和5年3月10日

本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察における警察本部当番に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察本部当番 休日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）並びに平日（休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時15分から翌日の午前0時前までの時間における警察本部が所管する業務の適正な処理を図るため、警察本部の所属において行う勤務をいう。
- (2) 運用所属長 警察本部当番を運用する所属の長をいう。
- (3) 警察本部当番員 警察本部当番に従事する警部以下の階級にある警察官（次席及び副隊長の職にある者を除く。）又は課長補佐級以下の職にある一般職員をいう。
- (4) 警察本部当番責任者 警察本部当番員のうち、最上位の階級にある警察官又は一般職員の中から運用所属長が指名した者をいう。

(警察本部当番管理責任者)

第3条 警察本部当番に関する事務を適正に管理するため、警察本部当番管理責任者を置く。

- 2 警察本部当番管理責任者は、警察本部警務課長をもって充てる。
- 3 警察本部当番管理責任者は、警察本部当番に関する事務を行うものとする。

(警察本部当番の運用)

第4条 警察本部の所属において警察本部当番を行う場合は、当該所属の長は事前に警察本部当番管理責任者と協議し、警察本部長の承認を受けるものとする。

2 警察本部の所属長が警察本部長の承認を受けて行う警察本部当番については、当該所属長を運用所属長とする。

(警察本部当番の時間帯)

第5条 警察本部当番の時間帯（以下「当番時間帯」という。）は、次の表の左欄に掲げる警察本部当番を開始する日の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区分	開始時刻	終了時刻
休日	午前8時30分	翌日の午前8時30分
平日	午後5時15分	翌日の午前8時30分

(警察本部当番員の勤務時間の割振り)

第6条 警察本部当番員には、正規の勤務時間（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下この条及び第9条において「勤務時間条例」という。）第4条に規定する勤務時間をいう。）を割り振るものとする。この場合において、警察本部当番に従事する日の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間においては、15時間30分の勤務時間を割り振るものとする。

(警察本部当番員の勤務場所)

第7条 運用所属長は、警察本部当番員の勤務場所を指定するものとする。

(警察本部当番員の人数)

第8条 運用所属長は、警察本部当番管理責任者と協議の上、警察本部当番員の人数を定めるものとする。

(警察本部当番員の指定)

第9条 運用所属長は、前条で定めた人数に応じた警察本部当番員をあらかじめ指定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対して

は、警察本部当番を指定しないものとする。

(1) 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により深夜における勤務をさせないこととした者

(2) 前号に掲げる者のほか、運用所属長が警察本部当番に従事させることが
適当でないと認めた者

（警察本部当番員の任務）

第10条 警察本部当番員の任務は、運用所属長の定めるところによる。

（警察本部当番責任者の責務）

第11条 警察本部当番責任者は、警察本部当番員を指揮監督するとともに、
当番時間帯に処理すべき業務の遂行に当たり、その責に任ずるものとする。

（警察本部当番員の服装）

第12条 警察本部当番員の服装は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める服装とする。

(1) 警察官 警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第
4号）、熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
（昭和29年熊本県条例第42号）及び熊本県警察官の服制に関する訓令
（平成7年熊本県警察本部訓令甲第2号）に定める制服

(2) 一般職員 通常勤務の服装又は熊本県警察の一般職員に対する被服等
の貸与に関する訓令（平成元年熊本県警察本部訓令甲第15号）に定める
服装

（申告）

第13条 警察本部当番責任者は、警察本部当番の開始に当たり、運用所属長
に警察本部当番に従事する旨の申告をして服務上の指示を受けなければなら
ない。ただし、休日の場合は申告を要しない。

（指揮伺い）

第14条 警察本部当番責任者は、重要又は特異な事件、事故その他運用所属
長の指揮を必要と認める事案を認知したときは、速やかに運用所属長に報告

し、その指揮を受けなければならない。

(報告、引継ぎ等)

第15条 警察本部当番責任者は、勤務が終了したときは、勤務中の取扱事項、異常の有無等を運用所属長に報告しなければならない。ただし、休日等のため本文の規定により難しいときは、運用所属長に報告すべき事項を次の警察本部当番責任者に引き継ぐものとする。

2 前項ただし書きの場合において、運用所属長への報告は、引継ぎを受けた次の警察本部当番責任者が行うものとする。

3 警察本部当番責任者は、勤務中の特異事項、継続して対応中の取扱事項、組織的に把握すべき事項等について、次の警察本部当番責任者への引継ぎを確実に行うものとする。

4 警察本部当番責任者は、必要に応じて、前項に規定する事項等を当該所属の職員と共有するものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。